

マリン・ボリスと港湾労働者の世界

——ロンドン港における一七九八年暴動を手がかりに——

林 田 敏 子

【要約】 一八世紀末、空前の商業発展期を迎え活気に満ちあふれていたロンドン港は、貿易商の私的所有権と港湾労働者の慣習が鋭く対立する場であった。こうした状況のなか、西インド商人の商業財産の保護と国家による関税の確保を目的として、マリン・ボリスが設立される。しかし、「ポリテイカル・エコノミー」の貫徹を目指したマリン・ボリスを出迎えたのは、イギリス史上初の反警察暴動であった。本稿では、港湾労働者による一七九八年暴動を、政府文書、書簡、新聞などの史料を用いて再構成し、その背景に迫ることによって、ロンドン港の「富」をめぐる対峙するマリン・ボリス（内務省）と港湾労働者の関係を考察する。史上初となった一七九八年の反警察暴動が、首都警察が誕生する三〇年以上も前のロンドンに、内務省直属の国家警察をもたらした事実が明らかになるであろう。

史林 八四巻六号 二〇〇一年一月

はじめに

一七九八年一〇月一六日午後八時半、ロンドン・ブリッジからやや下流、テムズ河畔にあるマリン・ボリスの建物の周りを、石や棒で武装した一団が取り囲んだ。「警察をうち壊せ！」のかけ声とともに投石が開始され、わずか数分で頑丈な建物のシャッターや窓はすべて叩き壊された。激しい投石に命の危険を感じたマリン・ボリスの判事が部下に発砲を命

じ、あたりは一時混乱状態に陥る。騒擾法が布告されたのちも投石が続いたため、ついに判事は軍隊を召集した。その夜、マリン・ポリスのあるウォツピングのまちにふたたび平穏が訪れたのは午後十一時過ぎ。暗闇のなかでおこった騒動は、暴徒側と警察側、双方に一名づつの死者を出す結果に終わった。

この日マリン・ポリスを襲った群衆の大半を占めていたのは、ロンドン港で石炭船の荷揚げに従事する石炭荷揚人 (coal-heaver) であつた。襲撃のきっかけは仲間の逮捕である。石炭の不法所持で有罪判決を受けたチャールズ・エアなる人物が、マリン・ポリスに罰金を支払つた直後の出来事だつた。後日、暴動の首謀者として逮捕されたのは、チャールズの兄弟ジェイムズ・エア。彼は、マリン・ポリス所属の沖仲士監督ガブリエル・フランクスの殺害に関わつたとして起訴され、翌年一月、重罪犯を裁くオールド・ベイリ法廷で絞首刑を申し渡された。

暴動の標的となつたマリン・ポリスは、事件がおきる三ヶ月前に、西インド商人と政府の共同出資によって設立されたばかりであつた。設立の目的はロンドン港の治安維持で、西インド商船からの積荷の略奪を予防することが、その主な任務であつた。一八世紀末のロンドン港は空前の商業発展で活気に満ちあふれていた。積荷を満載して世界各地から入港する商船はイギリスの富の象徴であり、よからぬことを考える連中にとつてはまさに宝の山であつた。積荷の揚げ降ろしをおこなうドックが存在しなかつたこの時期、積荷の略奪を防ぎたい商人と関税収入を確保したい政府の思惑が一致して、水上警察に対する関心が高まりを見せる。こうして誕生したのがマリン・ポリスであつた。

一八世紀末のロンドン港は、複数の利権が交錯する場であつた。国王は河川での停泊を許可する権限を有し、ロンドン・シテイは、テムズ河の監督者 (conservation) として、積荷の揚げ降ろしや検量、漁業に関するさまざまな特権を保持していた。また、一五一四年に設立されたトリニティ・ハウスは、灯台や航路標識の設置や管理、水先案内に関するライセンスの付与などをおこない、関税委員会は関税の徴収に関する規定を設け、執行する権限を有していた。マリン・ポリス創設の動きは一七八〇年代から見られたものの、シテイの激しい抵抗で計画は挫折を繰り返した。一七九八年七月、マ

リン・ポリスはシティの諸特権を侵害しないとの条件つきでようやく設立の運びとなる。

ロンドン港という限られた空間のなかで特定の利害集団を守るといふ特殊性からか、マリン・ポリスに対する研究者の関心はきわめて低く、一九五六年に出されたL・ラジノヴィッチの名著をのぞいては、ほとんど言及すらなされてこなかった。近年、首都警察誕生（一八二九年）以前の「旧警察」に関する研究が大きく進展し、固定給・フルタイム雇用・予防理念といった近代警察の要素が、すでに一八二〇年代の首都圏で採り入れられていた事実が明らかにされている。しかし、それから二〇年以上も前に設立されたマリン・ポリスが、予防理念をはじめとする近代警察の多くの要素を、すでに先取りしていた事実注目する研究はまだなされていない。

マリン・ポリスへの関心がきわめて低い研究状況にあつて、一七九八年におこった反警察暴動が考察の対象とされることはなかった。マリン・ポリスに例外的な関心を寄せたラジノヴィッチでさえ、暴動があつたという事実にすら言及していない。暴動に関する記述は、この時期のロンドン港に関する研究、なかでも港湾労働に言及した著作に散見されるもの、暴動の事実に関する記述は、この時期のロンドン港に関する研究、なかでも港湾労働に言及した著作に散見されるもの、警察史という枠組から一步離れて、この暴動を民衆騒擾という文脈のなかに位置付けるとどうなるか。騒ぎをおこした石炭荷揚人は、暴動にさいし警察側に何の要求も出さなかった。彼らの目的は警察の破壊そのものであり、労働条件の改善が叫ばれたわけでも政治的な要求が出されたわけでもない。食糧暴動・労働争議・政治暴動といういわゆる三大暴動のいずれにもあてはまらないこの暴動は、豊富な蓄積のある民衆騒擾史研究においては、「その他」の項目に一括される存在でしかなかった。^⑦

ナポレオンの台頭とフランス軍による侵略の脅威、海軍大反乱、食糧危機、急進主義といった苦難の時代にあつて、暴動の頻発は当局にとつて悩みの種であった。しかし、個々の暴動の実態は、じつはそれほど深刻ではない。一七九一年から一八二一年までにロンドンでおこった暴動の約半数は一時間以内で鎮圧され、死者を出さなかった暴動は全体の九割近

くにのぼった。騒擾法が読み上げられた例（一〇％）や、軍隊が召集された例（二％）も少なく、裁判で死刑判決が出た割合もわずか七％にとどまっている。^④ それに対し、一七九八年暴動は、標的となったマリン・ポリスはほぼ壊滅状態、二名の死者を出しただけでなく、騒擾法が布告されたうえに軍隊まで投入され、首謀者には死刑判決が出された。事件に対する新聞の関心もきわめて高く、『タイムズ』は暴動の勃発を社説のなかで大々的に報じている。暴動が頻発した一八世紀末のロンドンにあつて、一七九八年暴動はかなりの社会的インパクトを与える事件だったといえるであろう。

一七九八年暴動が石炭荷揚人による労働争議の一環ではなかったとすれば、それは一体なぜおこったのか。河川犯罪を取り締まるマリン・ポリスがなぜ標的にされてしまったのか。研究史上「知られざる暴動」であるこの事件を取り上げる理由の一つは、これがイギリス史上初の反警察暴動だったからにほかならない。ロンドンに首都警察が誕生する三〇年以上も前に、近代警察の要素を採り入れたマリン・ポリスは、すでにその活動を開始していた。一七九八年暴動は、ロンドン港という特殊な場ではあつても、警察の出現が地域社会に与えるインパクトについて、多くのことを語ってくれる。

先行研究はおろか、まとまった史料も存在しない事件を取り上げるにあつて、報告書や起訴状などの公文書だけでなく、マリン・ポリス判事の著作、書簡、新聞記事といった次元の異なる複数の史料を組み合わせることで、事件を多角的な視点から再構成することを心がけた。暴動をおこした石炭荷揚人やターゲットとなったマリン・ポリスだけでなく、事件の目撃者や新聞、裁判所や内務省など、複数のまなごしを通して、この「知られざる暴動」の背景に迫っていく。マリン・ポリスの登場は、船主や荷主だけでなく、税関役人や港湾労働者、さらには積荷の略奪とす盗盗団や故買屋といった人びとにも大きな影響を与えた。マリン・ポリスの登場が、一八世紀末のロンドン港にもたらしたインパクトを、一七九八年暴動にミクロな視点からせまることで明らかにしたい。

① 船の修理だけでなく、船荷の積み降ろしができるウエット・ドックがロンドン港に登場するのは、一八〇二年、西インド・ドックの完成

以降である。ドックの歴史については、Port of London Authority, *The Port of London: A Brief Outline of its History and a Survey of its*

Present Facilities and Trade, London, 1936.

- ② Colquhoun, P., *A Treatise on the Commerce and Police of the River Thames*, London, 1800. (以下、Colquhoun, *River Thames* と略す)
- ③ たむらひ、Public Record Office (以下、PRO と略す), T 64 / 321, Burnett, J., A Plan for Regulating the Shipping, Improving the Navigation and Establishing Nightly Watch and Police on the River Thames, 1795^o.
- ④ Radzinowicz, L., *A History of English Criminal Law and its Administration from 1750*, vol. 2, London, 1956, pp. 349-403.
- ⑤ 「旧警察」をめぐる研究動向については、拙稿「イギリス首都警察改革再考——一八二九年法施行の背景——」『奈良史学』第一七号、一九九九年、八〇—八一頁。
- ⑥ たむらひ、George, D., 'The London Coal-heavers: Attempts to Regulate Waterside Labour in the Eighteenth and Nineteenth Centuries', *Economic History*, I, 1927, p. 241^o.
- ⑦ 一七九〇年から一八一〇年までにイギリスランドおよびウェールズで起きた暴動を網羅的に分析したボーステッドは、従来の説よりも「その他」の暴動がかなり多く、政治と経済という主流から外れた暴動が全体の約半分を占めることを指摘している。Bohstedt, J., *Riots and Community Politics in England and Wales 1790-1810*, Harvard University Press, 1983, pp. 12-15, 207.
- ⑧ Stevenson, J., *Popular Disturbances in England 1700-1832*, London, 1992 (first ed., 1979), p. 314.
- ⑨ *Tmes*, 18 Oct., 1798.

一 パトリック・カフィンとマリン・ポリス

(一) マリン・ポリス設立の背景

一七九〇年代のロンドン港は、イングランド全体の輸入量の六七％を扱う、文字通りの「海の玄関」であった。東方からは茶やコーヒーをはじめ、香辛料や絹、貴金属、陶器、木材などが、西方からは原綿やタバコ、砂糖、ラム酒などともたらされた。輸入量の増加に比例して関税収入も飛躍的に増え、その額は年間四七二万ポンドにも達した。沿岸貿易もさかんにおこなわれたが、この時期もつとも拡大したのは石炭貿易で、その荷揚量は一八世紀中に約三倍と急成長をとげた^①。商業の発展に伴いロンドン港に出入りする船は数を増し、しだいに大型化していった。一七九七年から一七九八年までの一年間にロンドン港に入った船は延べ一万三四四四隻、輸入総額は三〇〇万ポンドにもおよんだ。そのうち、もつと

も大きな割合を占めたのが西インド商船の七〇万ポンド、これに続くのが東インド商船の六五〇万ポンドである。輸入総額では肩を並べる両者であるが船の数にはかなりの差があり、西インド商船が年間三四六隻入港したのに対し、東インド商船は五三隻にとどまっていた。^② ロンドン港では関税のかかる積荷は、はしげに乗せられ法定埠頭 (legal quay) に荷揚することが義務づけられていた。法定埠頭はテムズ河の北岸に計二〇箇所あったが、一五五八年の設置以来ほとんど拡張されておらず、^③ 税関の手続きも煩雑でかなりの時間を要していた。そのため多くの船が何日も河川上に停泊することを余儀なくされ、とくに夜間は盗難の危険性がきわめて高くなった。^④ この時期、ロンドン・ブリッジから上流の二・五マイルほどの水域には、三〇〇以上ものはしげやボートがひしめきあっていたと言われている。^⑤

盗難の危険は停泊中にかざったことではなかった。埠頭 (荷揚のさい) や倉庫 (保管中) など、略奪がおきる場は他にもあった。荷揚に携わる者を監視するシステムがなかったことに加え、荷揚した商品を保管する倉庫の管理が杜撰で数も不足していたことから、略奪行為が横行し深刻な問題となっていた。この時期の西インド商船の略奪被害を調査した庶民院特別委員会は、被害額を年間一五万ポンド、関税にして五万ポンドと見積もっている。^⑥ さらに、西インド商人自らがおこなった調査では、年間二五万ポンドという数値がはじきだされた。^⑦ このように数値で示された「略奪の実態」は、関係者の危機感に拍車をかけ、ロンドン港の治安維持を必要かつ緊急の問題として社会に提示することとなった。

(二) パトリック・カフーンの犯罪観

一七九八年七月二日、マリン・ポリスはウォッピング・ニューステアーズ二五九番地に本部を構え活動を開始した。^⑧ 運営資金の四分の三を西インド商人が醸出したため、原則的に保護の対象は西インド商船にかぎられていたが、希望する船舶に対しては有料でサーヴィスが提供された。マリン・ポリスを設立するにあたり、西インド商人と政府が協力を依頼したのが、当時、商業や治安維持に関する著作を数多く発表し、ロンドンの有給治安判事として活躍していたパトリック・

カフーン (Patrick Colquhoun) である。組織づくりの段階から陣頭指揮をとったカフーンは、マリン・ポリスの初代主任判事としてロンドン港の治安維持に尽力した。カフーンに白羽の矢が立ったという事実そのものが、商業や治安維持に関する彼の著作が社会的に高く評価されていたことを物語っている。

カフーンの社会活動は、商工業、貧民救済、労働者教育、パブ規制など多岐にわたっていたが、彼の著作のなかで社会にもっとも大きなインパクトを与えたのが、一七九五年に出された『首都圏における治安維持に関する一考察』であった。⑩七度も版を重ねるうちに、六〇〇頁を超える大著となったこの論文で、カフーンはグラスゴー大学の法学博士号を取得している。そのなかでカフーンは、犯罪者の取り締まりや処罰にかかる諸費用が国の財政を圧迫し、国力を低下させているとし、罪が犯される前に、彼らの日常を監視することによって犯罪を未然に防ぐ必要があると訴えた。予防原理にもとづく国家警察の創設を構想していたカフーンにとつて、ロンドン港とはまさに治安維持改革の壮大な実験場であり、それまで取り組んできた商業と治安維持という二つの問題が交錯する場であった。

マリン・ポリスは、首都圏における犯罪の四分の一が集中すると言われたロンドン港の治安を維持し、商業利害を守ることを目的として設立された。⑪しかし、設立費用の大部分を負担した西インド商人と、じっさいにマリン・ポリスを創設、指揮したカフーンの関心は微妙に異なっていた。カフーンは、ロンドン港に陸揚げされる積荷を単なる私有財産とは考えなかった。⑫なぜなら、積荷には関税がかかるからである。彼はロンドン港の治安維持を国家の関税収入に直結する問題としてとらえた。国力に富の蓄積を至上目的として活動してきたカフーンにとつて、河川犯罪者は検挙・処罰に要する莫大な費用で国の富を流出させ、税収を減じる存在にはかならなかった。

政府がマリン・ポリスの設立費用を負担した目的は、カフーンと同じく関税収入の確保にあった。対仏戦争のさなかの一七九七年二月、フランス軍が一時イギリスに上陸するという緊急事態がおこった。これを契機に取りつけ騒ぎが発生し、金が大量に流出した結果、イングランド銀行は兌換停止というさわめて深刻な事態に追い込まれる。財政が逼迫するなか

資料1 テムズ河で略奪行為に関与している者の実態

分類	総数	犯罪者
①船の航海士	3,444	500
②乗組員（給仕・大工・水夫・見習など）	24,000	4,000
③税関の下級役人	1,400	700
④沖仲士	1,400	1,200
⑤石炭荷揚人	800	600
⑥クーバー	400	300
⑦船頭（ロンドンブリッジ、グリニッジ間を往復）	900	500
⑧はしけ、輸送船乗組員	1,500	500
⑨夜警	1,000	300
⑩スカッフル・ハンター（はしけや埠頭で働く労働者）	500	500
⑪倉庫で働く労働者	1,000	500
小計	36,344	9,600
⑫海賊：はしけの舳を切って漂流させ、下流で船荷を略奪		100
⑬夜間窃盗団：⑥⑦⑧で構成		200
⑭ライト・ホースマン：故買屋を頂点とした窃盗団。乗組員や税関役人の協力（一晩で20～30千ニの賄賂）で大量に積荷を略奪		200
⑮故買屋		550
⑯泥ひばり・鼠とり：満潮時に船から積荷を投げ入れておいて干潮時にそれを泥のなかから回収		200
合計		10,850

Colquhoun, P., *A Treatise on the Commerce and Police of the River Thames*, London, 1800, pp. 165-198 より作成。

戦争資金を捻出すべく、政府はあらゆる財源の見直しを迫られた。河川犯罪の頻発に頭を痛めていた西インド商人と、関税の確保に関心を向け始めた政府の利害はここに一致した。河川犯罪の取り締まりの強化をのぞむ声は以前からあったにもかかわらず、マリン・ポリスがこの時期になってようやく設立された背後には、こうした国家の財政問題が深くからんでいたのである。

カフーンはロンドン港における犯罪の実態をどのようにとらえていたのだろうか。資料1は、カフーンがマリン・ポリスを設立するにあたり、調査のうえ作成した「テムズ河で略奪行為に関与している者の実態」である。①から⑯は合法的に積荷に近づくことができる者、つまり内部関係者で、河川犯罪者の九割近くを占めるとされた。

⑫から⑯は外部から船に近づく犯罪者である。ただし、その場合でも内部からの手引きは不可欠であり、じつさい窃盗団のなかには多数の港湾労働者が含まれていた。⑮ここにあげられている数値の妥当性については若干疑問が残るものの、カフーンが問題視していた河川犯罪の特徴をいくつか指摘することができる。それは、税関役人や夜警の汚職、港湾労働者や船員による内部犯行の常態化、そして故買屋や役人を黒幕とする窃盗団の存在の三点である。とくに沖仲士やクーバー、石炭荷揚人といった港湾労働者に対するカフーンのまなざしは厳しく、窃盗団の末端に位置して「実行犯」となったものもこうした人びとであるとされた。

(三) 石炭荷揚人へのまなざし

暴動をおこした石炭荷揚人とはどういった人びとであったのか。従来、ロンドン港で石炭の荷揚をおこなっていたのは、穀物や塩など、検量を要する積荷を扱うポーターであった。⑰しかし、石炭貿易の成長に伴い、一六世紀末頃までに石炭の荷揚を専門におこなう石炭荷揚人という職業が成立してくる。特権団体であるポーターとは異なり、彼らにはロンドン市民権は与えられておらず、その多くがシティの外、ロンドン・ブリッジから下流のシャドウェルやウオッピング付近に住していた。⑱石炭荷揚人にはアイルランド人が多く、一七六八年の時点でロンドン港で働く石炭荷揚人のおよそ三分の二を占めていた。

荷揚仕事は親方のもとに一五から一七名程度の荷揚人を組織しておこなわれた。彼らのあいだでは、私用に石炭を持ち帰る慣習が役得 (perquisite) として根付いていた。分量は「最後のひとすくい」で、とくに決められてはいなかったが、荷主が負荷労働との引き換えや現物支給の意味をこめて同意ないしは黙認することが多かったようである。石炭はシティ当局による検量が義務づけられた物品で、シティの検量士には一回あたり五ブッシェルの石炭を持ち帰ることが特権として認められていた。カフーンは、検量士が持ち帰る石炭の量は年間一四七九ポンドにもほるとし、この慣習が石炭荷揚

人の違法な行為に言い訳を与え、くすね行為 (pillering) を助長していると指摘した。^②

カフーンは、石炭荷揚人をはじめとする港湾労働者の慣習を河川犯罪の温床とみなし、痛烈に批判した。こうした慣習の存在はくすね行為に対する罪の意識を低下させるとともに、慣習概念の拡大解釈を誘発する。その結果、略奪の被害額が増大し犯罪が常態化してしまうのである。カフーンは河川犯罪を予防するためには、その温床となっている彼らの慣習を撲滅し、ロンドン港をとりまく社会の価値観そのものを変える必要があると考えた。

カフーンは、ロンドン港で働くおよそ八〇〇名の石炭荷揚人のうち六〇〇名が「犯罪者」であると見積もっていた(資料1参照)。しかし彼は、石炭荷揚人を単なる犯罪予備軍としてとらえていたわけではない。彼らは、荷主の依頼で荷揚人を調達する請負人 (coal-taker) の「搾取」の対象でもあったからである。カフーンの調査によると、石炭の荷揚を請け負う者はロンドン港周辺に一八名ほど存在し、全員がバブの経営者かその代理人であった。請負人は「上客」を中心に雇用するので、荷揚人は仕事にありつくために頻繁にバブ通いをしなければならなかった。賃金が酒で支払われることも多々あったという。^③ またロンドン港では、過酷な荷揚仕事に欠かせない飲み物として、一人二シリング分の酒を石炭船に有料で運びこむのが慣例となっていた。こうした酒代に加えて、荷揚人は一回の仕事につき一シリング四ペンスの手料を請負人に支払わなければならなかった。カフーンは、年間三六七六隻の石炭船が入港し、一隻あたり一〇名が荷揚にあたると仮定したうえで、「請負人による搾取の実態」を数値で示している。^④ それによると、荷揚人が支払う手数料が年間二四五〇ポンド、荷揚のさいの酒代が二万二〇五六ポンドで合計二万四五〇六ポンド、平均すると荷揚人一人あたり三〇ポンド以上の計算になる。ただし、酒代すべてが請負人の利益になるわけではないので、ここから酒の仕入れ値を引いた八五七六ポンドが「搾取」による請負人の収益とされた。

カフーンにとって石炭荷揚人とは、バブで深酒をし、役得と称して石炭を「横領」することで国の富を減じる者、治安を乱し国力を損なう悪しき港湾労働者の典型であった。バブを中心とした彼らの日常は、まさにカフーンが撲滅しようと

した飲酒・現物支給・役得といった慣習に支配された世界だったのである。

（四） マリン・ポリスの機能

資料2は、発足当時のマリン・ポリスの組織図である。「ポリス」と称する組織に法廷機能が含まれているのは、「犯罪を取り締まり、起訴をおこなう専門機関としてのポリス」がまだ存在しなかったためである。今日でいう警察と法廷の機能は、この時期のイギリスでは未分化の状態にあった。ロンドンに首都警察が誕生する三〇年以上前に設立されたマリン・ポリスは、判事の指揮下でコンスタブルが犯罪の摘発にあたり、逮捕された容疑者を即決で裁くための組織であった。マリン・ポリスには正規のコンスタブルに加えて二二〇名の臨時コンスタブルが登録されており、荷主の要請があれば荷揚の監視にあたった。さらにマリン・ポリスには政府の認可を受けた沖仲士が約九〇〇名登録されていた。^⑤荷揚に携わる沖仲士を厳重な監視下におくことで、抜き荷などの被害を防ぐためである。彼らは物を隠したりできないような特殊な服を着せられ、仕事が終わって上陸したさいにはコンスタブルの厳しい身体検査を受けることが義務づけられていた。

マリン・ポリスの設立にあたり、カフーンはコンスタブルの指導書を執筆している。時間規律に重きをおいたこの指導書では、賄賂につながるとしてチップの受け取りは固く禁じられ、飲酒や職務怠慢は即刻解雇すると明記されていた。^⑥河川犯罪の温床となってきた慣習を撲滅することで、新たな労働環境を創出しようとするカフーンの意図が見てとれる。また、指導書には税関役人に船の警備を任せてはならないとも記されており、船の警護を担当する夜警を税関役人が買収していた実態がうかがえる。^⑦カフーンは、こうした役人や夜警の腐敗を前提にしたうえで、的確な予防措置を講じようとした。

カフーンの主眼は予防におかれていたとはいえ、マリン・ポリスがすべての犯罪を予防できると考えられていたわけではなかった。じつさいに起こってしまった犯罪に対してマリン・ポリスはどうか対処したのか。資料3は、一七九八年九月

資料2 マリン・ポリスの人員および経費

①司法部門：法廷		給与
地元判事	1名	
事務員	2名	
コンスタンブル	8名	
	11名	£980
②水上警察部門		
事務・会計	1名	
水上監視員	9名	
警察署つき監視員	1名	
船頭	18名	
はしけ監視員	3名	
はしけ警備員	30名	
	62名	£2,650
③沖仲士部門		
沖仲士監督	1名	
事務員（登録料徴収）	1名	
事務補佐	1名	
	3名	£270
④総務部門		
訴訟弁護士	1名	
その他事務・警備	3名	
	4名	£200
建物維持、税金、文具		
石炭、蠟燭、ボート代、報償金など		£900
合計80名		£5,000

Colquhoun, P., *A Treatise on the Commerce and Police of the River Thames*, London, 1800, pp. 201-202.

から一二月までの四ヶ月間に「ロンドン・パケット」の「マリン・ポリス」欄に掲載された情報を整理した表である。容疑者の職業が明記されている場合は職業を、不明な場合には氏名を記載した。拘留された者がその後どうなったかなど続報がないものもあり、これがすべてを網羅した資料でないことは明らかである。また、罰金判決が出されてもそれがじっさいに支払わ

れたかどうかは不明で、罰金が払えず（あるいは払わず）投獄された可能性も考えられる。

資料3からも明らかのように、この時期マリン・ポリスが主に取り締まったのは、河川および倉庫周辺における対物犯罪であった。なかでも全体のおよそ四〇%という高い割合を占めていたのがバンボート法違反である。バンボートとは、船員や港湾労働者を相手に酒やタバコを商う小型船のことで、停泊中の船に近づいては船の備品や積荷を略奪するなどの行為を繰り返す、大きな問題になっていた。被害を受けた商人らの要望にこたえるかたちで、一七六一年にバンボート法

資料3 マリンポリスが処理した事件（1798年9月～12月）

London Packet; Or, New Lloyd's Evening Post, Sep.-Dec., 1798より作成。

月	容疑者職業 or 氏名	容疑	措置・判決
9月	税関役人（4名）	複数の西インド商船からコーヒーや砂糖を盗む	四季裁判まで拘留
	税関役人	コーヒー21袋の窃盗を黙認→窃盗犯の裁判（オールド・ベイリにて死刑判決）過程で明るみに	拘留
	2名の男	停泊中の西インド商船からラム16ガロンを盗む	四季裁判まで保釈
10月	J. Saunders	ラムの不法所持（Bumboat Act 違反）	盗品没収、罰金40シリング（+裁判費用）
	外国人（有色人）	砂糖の不法所持（Bumboat Act 違反）	罰金40シリング
	S. Chain	盗品と思われる麻の不法所持（Bumboat Act 違反）	拘留
	A. Booth	西インド商船からの盗品と思われる砂糖の不法所持（Bumboat Act 違反）	盗品没収、罰金40シリング（+裁判費用）
	物売り（a bum-boat man）	船のロープや廃品の不法所持（Bumboat Act 違反）	拘留
	輸送船船長	船荷運搬船内に隠された海軍軍需物資を押収	運搬船の捜索令状発行・運搬船の船長の取り調べ→「審理の過程で相当数の略奪行為が港湾関係者によってなされている状況が明らかになった」 続報：輸送船船長に証人を準備する猶予が与えられる
	石炭荷揚人（2名）	石炭の不法所持（Bum Boat Act 違反）	罰金40シリング
	クーパー	西インド商船から盗んだと見られる砂糖の不法所持（Bum Boat Act 違反）	罰金40シリング
	沖仲士	盗品と思われる砂糖の不法所持（Bum Boat Act 違反）	罰金40シリング
	Richard Hanes	盗品と思われる石炭の不法所持（Bumboat Act 違反）	罰金40シリング
	William Deswick	砂糖の不法所持（Bum Boat Act 違反）	罰金40シリング
	故買屋	盗品と思われるジンジャーを売却	釈放
	H. Cox	底荷用鉄塊の不法所持（Bum Boat Act 違反）	罰金40シリング
	渡し守（waterman）（2名）	勤務船の策具やロープを盗む	拘留
	石炭商	底荷をトリニティ・ハウスに届けず（脱税）船に積む	罰金50シリング
Dalton	造幣局金貨強盗事件で見張りをを行う	拘留	

11月	渡し守 (waterman)	ボートの窃盗	重罪容疑でニュープリズンにて拘留。 続報：被告は「渡し守の間には互いのボートを勝手に使う慣習がある」と釈明。嚴重注意の上、釈放
	外国船の乗組員 (5名)	船から穀物を盗む	盗品を返却し釈放
	2隻の船の乗組員 (各1名)	船上でピッチとタールを燃やす	罰金5ポンド
	Ann Blackburn	船からビスケットその他を盗む	証拠不十分で釈放、盗品は押収
	倉庫で働くレイバラー (2名)	倉庫もしくは近くに停泊していた船から砂糖を盗む	拘留
	John Lardent	煙草の不法所持 (Bum Boat Act 違反)	罰金40シリング
	沖仲士	西インド商船から砂糖を盗む	重罪容疑でニュープリズンにて拘留
	不明	西インド商船のオーナーがコーヒー50袋の盗難を通報 「この船は警察の保護を受けていなかった」	判事は重罪犯を検挙するために必要な措置をとるよう指示
	渡し守 (waterman)	停泊中の船からロープを盗む	重罪容疑でニュープリズンにて拘留
	雑貨商 (grocer)	荷揚げ労働者による盗品と知りながら西インド商船の積荷を故買	四季裁判所までニュープリズンにて拘留 (保釈証人を見つけないことできず)
	西インド商船のレイバラー (2名)	勤務船から砂糖を盗む	重罪容疑でニュープリズンにて拘留
	雑貨商 (grocer)	盗品と知りながら西インド商船の積荷を故買	拘留
	Alexander Graig	船の備蓄品その他の不法所持 (Bum Boat Act 違反)	罰金40シリング
	小型船 (vessel) の船長	ケーブル、錨、現金を盗んで自らが所有するボートに乗せる	後日の審理まで保釈
	ある船の船長と乗組員 (2名)	積荷の一部を不法に処理しようとする	拘留
	西インド商船乗組員 (複数)	令状にもとづきコンスタブルが船内を搜索、かなりの量の砂糖が隠されているのを発見	捜査中
	船の乗組員	革製品その他の不法所持 (Bum Boat Act 違反)	罰金40シリング
	兵士	テムズ河で衣服のなかに砂糖を隠し持っているところを発見 (Bum Boat Act 違反)	罰金40シリング
	船大工 (shipwright)	停泊中の船から銅を盗む	重罪容疑でニュープリズンにて拘留
12月	John Payne	コーヒーの不法所持 (Bum Boat Act 違反)	審理ののち、被告が働く船の船長が罪を赦免したため釈放
	夜番 (watchman)	停泊中の船から盗まれたと思われる石炭を不法所持 (Bum Boat Act 違反)	罰金40シリング
	はしけ船頭 (masterlighterman)	トリニティ・ハウスに届けを出していない (検量、登録、番号付与のなされていない) 船荷を盗み出す	拘留

が制定された^②。この法律は、すべてのバンボートおよび、それに類する小型船にトリニティ・ハウスへの登録を義務づけ、登録料として一律五シリングを徴収すること、バンボートのなかに船の備品や積荷を隠し持っていた者を微罪として処罰することを定めていた。罰則は初犯が罰金四〇シリングないしは禁固一ヶ月、累犯が罰金四ポンドないしは禁固二ヶ月とされた。

バンボート法違反は、微罪で略式裁判が可能なうえ、水上であれば、出所不明の物品を所持しているだけで要件を満たしたので、有罪判決率がきわめて高かった。窃盗や故買よりも立件が容易な、実効性重視の法律だったといえる。マリン・ボリスの判事の一人でカフーンの右腕として活躍したジョン・ハリオットの自伝によると、マリン・ボリスが最初の一年で処理したバンボート法違反は全部で四九四件、有罪確定率は八〇%以上にのぼったという^③。また、バンボート法違反者の大半が港湾関係者であったことも特徴の一つである。資料^④から確認できるだけでも、この時期バンボート法違反で裁かれた容疑者のじつに五六%がロンドン港で働く労働者や税関役人など港湾関係者で占められていた。記事には職業記載のないものも多数含まれているので、じつさいにはもっと多かつたものと考えられる。河川犯罪の予防を掲げるマリン・ボリスにとって、港湾関係者によるくすね行為は、常習犯罪への第一歩であった。これを厳しく取り締まるバンボート法は、マリン・ボリスの方針を港湾関係者に広く知らしめると同時に、ギャングの末端犯罪者に対する一種の「見せしめ」として重要な意味を持っていたのである。

- ① Port of London Authority, *The Port of London, History and Development*, London, 1960, p. 8.
- ② Colquhoun, *River Thames*, p. 269.
- ③ *Ibid.*, p. 29.
- ④ Radziewicz, *op. cit.*, p. 352.
- ⑤ *Ibid.*, p. 351.
- ⑥ Colquhoun, *River Thames*, p. 108.
- ⑦ Colquhoun, P., *A General View of the Depredations committed on West-India and other Property in the Port of London*, London, 1799, p. 2.
- ⑧ Colquhoun, *River Thames*, p. 615.
- ⑨ カフーンの自伝に *Five Years, D., A Biographical Sketch of the*

Life and Writing of P. Colquhoun, Esq., London, 1818.

⑩ 主任判事は本来有給職であったが、財政難のなか、カフーンはいかに報酬を受け取らなかつたと言われている。カフーンの死後、彼の息子が未払い賃金の支払いを求め、訴えをおこしている。PRO, HO 44 / 8. J. Colquhoun, regarding his late father's claims for remuneration arising from his superintendence of the Marine Police. Further letters at 9, ff 267-268; 10, ff 524-528; HO 11, ff 139-140, 28 Jul. 1821.

⑪ Colquhoun, P., *A Treatise on the Police of the Metropolis*, London, 1795.

⑫ Radzinowicz, *op. cit.*, p. 352.

⑬ Colquhoun, P., *A General View of the Causes and Existence of Frauds, Embezzlements, Peculation and Plunder of His Majesty's Stores in the Dock Yards and other Public Repositories and in the Naval Department in General*, London, 1799, p. 2. (以下「Colquhoun, *Causes and Existence of Frauds*」と略す)

⑭ カフーンの社会活動の概要については、拙著「イギリス近代警察の誕生——ヴィクトリア朝初期の社会史——」昭和堂「近刊」第二章を参照。

⑮ Radzinowicz, *op. cit.*, p. 359.

⑯ カフーンがあつた数値に対する批判は、本書から出ている。ただし「A Citizen of London, but no Magistrate, Observations on a Late Publication intitled a Treatise on the Police of the Metropolis, by P. Col-

quhoun, Esq., London, 1800, p. 35.」しかし一方で、センサスが登場する以前にカフーンが作成した人口統計やロンドン港における貿易統計などは、研究者のあいだで信頼性の高いものとして用いられている。ポーターについては、川北稔「ファッシュionsとスラム——十九世紀ロンドンにみる一考察——」中村賢二郎編『歴史のなかの都市——続 都市の社会史——』ワネルヴァ書房、一九八六年、一七四—一七九頁。Stern, W. M., *The Porters of London*, London, 1960.

⑰ George, *op. cit.*, p. 230.

⑱ *Ibid.*, p. 248.

⑲ *Ibid.*, p. 229.

⑳ Colquhoun, *River Thames*, p. 142.

㉑ *Ibid.*, p. 143.

㉒ *Ibid.*, p. 144.

㉓ *Ibid.*, pp. 145-146.

㉔ Radzinowicz, *op. cit.*, p. 365.

㉕ Colquhoun, P., *Instructions to Land Officers in the Service of the Thames Police Institution*, London, 1799, p. 2.

㉖ Colquhoun, P., *Institutions for River Officers in the Service of the Thames Police Institutions*, London, 1799, p. 7.

㉗ *Thames Police Institutions*, London, 1799, p. 7.

㉘ 2 Geo. III, cap. 28.

㉙ Harriot, J., *Struggles through Life, exemplified in the Various Travels and Adventures in Europe, Asia and America*, vol. 3, London, 1815, p. 286.

二 暴動勃発

(一) 経過

微罪の取り締まりを中心に活動してきたマリン・ポリスは、設立後わずか三ヶ月にして襲撃のターゲットになった。暴動はいかにしておきたのか。その動機は何だったのか。内務省文書や新聞記事をもちいながら、まずは事件を再構成してみたい。

一七九八年一〇月一六日の夕方、マリン・ポリス内の法廷に石炭荷揚人チャールズ・エアほか二名が、六ブツシエルの石炭をバンボート内に隠し持っていたとして連行されてきた。三人は河川上でコンスタブルの職務質問を受けたさい、石炭の入手先について納得のいく説明ができなかった。バンボート法違反の容疑で三人を裁いた主任判事パトリック・カフーンは、それぞれに四〇シリングの罰金刑を申し渡した。^①四〇シリングという罰金の額から、彼らが初犯扱いだったことがわかる。チャールズが罰金刑を受けたという知らせは、すぐにパブにいた仲間のもとに届けられた。チャールズの仲間の一人でのちに裁判で証言することになる石炭荷揚人バターワースは、そのときの様子を次のように語っている。

チャールズには罰金を払えるだけの余裕がないことはわかっていた。その場に居合わせた数人の者が、チャールズが監獄送りになる前にお金を工面してあげようと言い出した。^②

こうしてニューマン、メイソン、バターワースほか数名がマリン・ポリスに赴き、チャールズのかわりに罰金を支払った。^③このとき時刻は午後八時半、日はすっかり暮れ、あたりは夕闇につつまれていた。チャールズを伴って表に出た三人は、突然、石や棒で武装した一〇〇名ほどの群衆に取り囲まれる。まず口を開いたのはチャールズの兄弟で同じく石炭荷揚人のジェイムズ・エアだった。「この野郎、罰金を払ったのか」とつめよるジェイムズに、チャールズは力なく「払っ

た」と答えた。すると別の一人が「そんなことをする奴はやつつけてしまふぞ。おまえなんか監獄にぶちこまれた方がよかつたんだ」と叫び、群衆の興奮は一気に高まる。「四〇シリングを取り戻すぞ!」「警察署をぶち壊してやる!」。群衆は口々に叫びながら建物の周りを取り囲み、窓に向かって投石を始めた。^④

建物のなかには、判事とコンスタブル、そして偶然居合わせた住民が数名いた。^⑤カフーンは騒擾法を読み上げるためにドアの方へ向かったが、激しい投石で外に出ることができない。たまりかねたカフーンは、チーフ・コンスタブルであるリチャード・ペリーに発砲命令を出した。ペリーは建物の窓から石が飛んできた方角に向け数発を発砲した。この発砲でジェイムズ・ハンクスという名の石炭荷揚人が射殺され、銃声におののいた群衆の大半が四散した。投石の手が止まったところで、ようやくカフーンは外へ出て騒擾法を読み上げた。^⑥死者が出たことで群衆の大半は逃亡したものの騒ぎはまだ収まらなかった。警察署から二〇メートルほど離れたダング埠頭のあたりに一五名ほどの暴徒が残り、警察署に向かって投石を続けたのである。騒ぎを聞きつけ、ダング埠頭にかけてつけた住民の一人エリザベス・フォレストは、暴徒たちが「人が殺された。今夜は血まみれの殺人がおこるぞ」とか、「お楽しみはこれからだ。俺たちはまだ残酷な判事どもへの復讐を終えてない。奴らの頭をぶつとばしてやる」などと物騒な言葉を口にしていと証言している。^⑦

一方、群衆を怒らせたしまったチャールズたちはその後どうしたのか。チャールズと一緒に警察署を出たバターワースは、ジェイムズ・エアら数名が、殺されたハンクスの遺体を運んでいるところに遭遇している。右腕に大きな石を三つ抱えたジェイムズは、バターワースを見つけると近づいてきて脅しつけた。「この野郎、もし逃げやがったらこの石で頭をなぐりつけてやるぞ」。恐ろしくなったバターワースが急いでパブに逃げ込むと、そこにはチャールズ・エアが肩を落として座り込んでいた。チャールズは、バターワースを見ると憔悴しきった様子でこうつぶやいた。「残念だがどうすることもできなかつた」^⑧。

ダング埠頭からの投石がやまないために、カフーンはついに軍隊に出勤を要請し、発生から数時間で暴動はようやく鎮

圧された。翌一七日も、騒ぎが繰り返されるのを防ぐためにロンドン塔から守備隊が出動し、マリン・ポリス周辺の治安維持にあたった。^⑧

わずか数時間で鎮圧されたにもかかわらず、この暴動は二名の死者を出した。一人は暴動に加わっていた石炭荷揚人ジエイムズ・ハンクスである。ハンクスが警察署からの発砲によつて死亡したことは目撃証言からも明らかであり、警察側もそのことについては否定しなかった。ハンクスの死亡事件は暴動から三日後の一〇月一九日、セント・ジョージ教区のワークハウスで検死陪審にかけられた。検死官のエドワード・ウォルターは、その席上、以下のような所見を述べている。

暴動はじつさいに起き、ハンクスが暴徒の一人として破壊活動に加担したことは明白である。警察署を襲撃し、判事やコンスタブルの命を奪うことが彼らの目的であった。警察の行為は自衛および暴動の鎮圧上やむをえないものとして正当化できる。^⑩

陪審員もこれを支持し、結局ハンクスの死は正当な殺人 (Justifiable Homicide) として処理された。しかし暴動の犠牲者はハンクスだけではなかった。騒擾法の読み上げ後もダング埠頭からの投石が続くなか、今度はマリン・ポリスに所属する沖仲士監督ガブリエル・フランクスが撃たれたのである。暴動の勃発時、フランクスはマリン・ポリスの同僚ピーコックとパブで飲んでいた。事件の知らせを受けた二人はすぐに警察署へ急行したが、混乱のなか、どうしても建物のなかに入ることができない。勇敢にもフランクスは単独で暴徒を鎮めるべく、ダング埠頭に向かって歩き出した。発砲は、フランクスがピーコックのそばを離れた直後におこった。当時フランクスのもつとも近くにいたピーコックも、あたりは暗かったため、誰が撃ったのかはわからなかったと証言している。^⑨フランクスはパブで弾丸を抜かれたのち、ただちにロンドン病院へ搬送された。フランクスに命中した弾は、背中から右胸を貫通しており、もはや手の施しようがなかった。事件から五日目の一〇月二二日、懸命の治療もむなしく、フランクスは病院のベッドで息を引き取った。^⑪

(二) 逮捕・起訴

暴動が鎮圧されたあと、マリン・ポリスはフランクスを殺害した犯人と暴動の首謀者の逮捕に向けて捜査を開始した。殺人事件に関する情報提供者には一〇〇ポンド、暴動の首謀者に関する情報提供者には二〇ポンドの報奨金がかけられた。新聞報道と内務省の史料から判明しただけで、マリン・ポリスはこのとき、少なくとも七名の容疑者を取り調べている。このうちウイリアム・ハーウッドとマイケル・グラハムは参考人として事情聴取されたものの、証拠不十分で釈放された。興味深いのは、バンボート法違反で有罪判決を受けたチャールズ・エアや、その仲間と彼のかわりに罰金を支払ったメイソン、ラフらが、暴動を煽動したとの疑いをかけられていることである。結局全員が釈放されたものの、事件を報じる新聞の第一報でも、チャールズが仲間を集め暴動を煽動したと報じられた。^⑭

取り調べを受けたのは石炭荷揚人ばかりではなかった。石炭検量士のリチャード・ワトソンも暴動を煽動した疑いでマリン・ポリスに拘留されている。ワトソンは取り調べ段階で、ジェイムズ・エアが暴動のあと「石炭を失うぐらいなら命を失った方がましだ」と嘆いているのを聞いたと証言した。^⑮ 彼も証拠不十分でまもなく釈放されたものの、ロンドン港に荷揚される石炭に特権を持つ検量士が、容疑者として取り調べを受けていた事実は重要である。ワトソンが聞いたとされるジェイムズの言葉は、「石炭」をめぐる揉め事が暴動の引き金になった可能性を示唆してくれる。マリン・ポリスに逮捕された者のなかで、最後まで釈放されなかったのはジェイムズ・エアただ一人であった。ジェイムズは現場にいたことは認めたものの、最初に襲撃をしかけ、警察署の窓を破壊したことについては否認した。^⑯

ジェイムズが逮捕されたあと、カフーンはすぐに内務次官ウイリアム・ウィツカムに宛てて、次のような書簡を送った。

暴動の首謀者の一人であるジェイムズ・エアなる人物の取り調べ内容をご報告いたします。我々は今回のようなとんでもない企てに対して、常に注意を怠りませんでした。……今回の訴追をいかにすすめるべきか、閣下のご助言がいただけましたらたい

へんうれしく存じます。我々は警察署の通常の手続きに従うべきなのでしようか。¹⁴⁾

この文面からは、暴動に先立ち、すでに不穏な空気が立ちこめていたことがうかがえると同時に、起きてしまった暴動に対する動揺が感じられる。カフーンは、内務大臣第三代ポートルランド公爵にも書簡を送り、死者一名に関する検死陪審の結果と容疑者の調書、マリン・ポリスの判決集を参考資料として同封した。ポートルランド公は、首相を務めたこともあるホイッグ党の大物政治家で、『諸国民の富』の愛読者でもあった。彼は、各地で頻発する食糧暴動を民衆による所有権侵犯として厳しく罰しただけでなく、こうした行為に家父長的な「理解」を示す地方当局をも批判した。伝統的な社会統制観が根強く残る社会にあつて、ポートルランド公は、新時代のポリティカル・エコノミーを体現する存在にほかならなかつた。

カフーンの書簡を受け取ったポートルランド公は、一月九日、これを法務長官に転送し、ジェムズ・エアを起訴するだけの十分な証拠があるか否かの判断を委ねた。そのなかでポートルランド公は、暴動の原因はマリン・ポリスの裁きにあると見て、港湾労働者の慣習にも言及している。

石炭貿易に携わるある人物から、石炭荷揚人に対して、仕事が終わりしだい、一袋に満たない程度から一ブッシュェルくらいまでの石炭を与える慣習が古くからあることを聞いた。このことはぜひお知らせしておかなくてはならない。ただ、この特権を理由に莫大な量の石炭が頻繁に盗まれてきたのも事実である。¹⁵⁾

荷揚に携わる港湾労働者の役得については、マリン・ポリスの判事ジョン・ハリオットも自伝のなかで言及している。

マリン・ポリスが創設される以前、彼らのあいだで二ブッシュェルほどの石炭を袋につめて持ち帰る慣習が長いあいだ続けられてきた。船長も荷主も、彼らが「役得」と呼ぶこの慣習にあえて抵抗を示さなかつた。石炭荷揚人のほとんどが先人の慣習にならい、そうした石炭に対して正当な権利があると考えていた。¹⁶⁾

二ブッシュェルといえは、七二リットルに相当するかなりの量である。しかし、彼らはそれをすべて「私用」に使ったわ

けではなかった。ロンドン港周辺には故買屋が軒をつらね、検量士や荷揚人から安く買い取った石炭を売りさばっていた。^② こうしたブラック・マーケットの存在は、ロンドン港における「犯罪」がいかにか体系化されていたかを物語ってくれる。ポートランド公からの要請に対し、法務長官は証拠を吟味し、「フランクスが暴徒の一人によって撃たれたことは間違いない、容疑者本人はおそらく撃つてはいないものの、現場において発砲した人物を唆したことを裏付ける証拠は十分にあり」として、ジェイムズ・エアを殺人教唆・幫助の罪で起訴するよう進言した。^③ その一週間後、ポートランド公はジェイムズ・エアを起訴する準備にとりかかるよう命令を下す。^④

- ① PRO, TS 11 / 705, Rex v James Eyres for murder and for beginning to pull down the Marine Police, Wapping, 1799, p. 2. (以下「TS 11 / 705」略す)
- ② TS 11 / 705, p. 4.
- ③ TS 11 / 705, p. 3.
- ④ TS 11 / 705, p. 9.
- ⑤ TS 11 / 705, p. 8.
- ⑥ TS 11 / 705, pp. 2-3.
- ⑦ TS 11 / 705, p. 5.
- ⑧ TS 11 / 705, pp. 4-5.
- ⑨ TS 11 / 705, p. 2.
- ⑩ *Evening Mail*, 19 Oct., 1798.
- ⑪ *Times*, 20 Oct., 1798.
- ⑫ TS 11 / 705, p. 6.
- ⑬ TS 11 / 705, p. 8.
- ⑭ Fallon, T., *The River Police : The Story of Scotland Yard's little ships*, London, 1956, p. 67.
- ⑮ *London Packet*, 19-22, 22-24, 26-29 Oct., 1798.
- ⑯ *London Packet*, 17-19 Oct., 1798; *Mirror of the Times*, 18-20 Oct., 1798.
- ⑰ TS 11 / 705, p. 10.
- ⑱ TS 11 / 705, p. 11.
- ⑲ Metropolitan Archives, Acc. 1230/4, A Letter from P. Colquhoun to W. Wickam, Nov. 1, 1798.
- ⑳ 近藤和彦「民のキラル——近世イギリスの文化と社会——」山川出版社一九九三年、二〇〇—二〇四頁。
- ㉑ PRO, HO 49 / 3, A Letter from Duke of Portland to the Attorney and Solicitor General, 9 Nov., 1798.
- ㉒ Harriot, *op. cit.*, pp. 117-118.
- ㉓ Colquhoun, *River Thames*, p. 143.
- ㉔ PRO, HO 48 / 7, A Letter from the Attorney and Solicitor General to Duke of Portland, 20 Nov., 1798.
- ㉕ PRO, HO 49 / 3, A Letter from Duke of Portland to the Attorney and Solicitor General, 27 Nov., 1798.

三 暴動を見つめるまなざし

(一) 裁 判

暴動に対する社会の関心はきわめて高く、ロンドンの主だった新聞の多くがこの事件を大きく取り上げた。暴動のさいのマリオン・ボリスの対応については、各紙の意見は二つに分かれている。たとえば、暴動の勃発を社説で報じた『タイムズ』は、事件当時、マリオン・ボリスの関係者は差し迫った命の危険にさらされていたとして、「暴動が短時間で鎮圧されたのは彼らの決意と勇気のおかげである」^①とその行動を評価した。一方、『ロンドン・パケット』は、通りの狭さが暴徒側に有利に働いてしまったとしながらも、「もう少し警官たちに精神的余裕があれば、建物の破壊は防げたであろう」^②とマリオン・ボリスの対応のまずさを指摘している。

事件報道にさいしてオリジナルの記事を載せた新聞はさほど多くはなかったが、裁判についてはほとんどの新聞が独自の取材にもとづく記事を掲載している。ジェイムズ・エアの裁判は、同じ日にオールド・ベイリでおこなわれた重罪裁判のなかでもっとも関心が高く、なかにはこれを三段組で報道した新聞もあった^③。以下、裁判の様子を再構成するなかで、マリオン・ボリスの関係者や付近の住民らが暴動をどのように見つけていたのか、その声に耳を傾けてみたい。

一七九九年一月二日、オールド・ベイリ法廷第三日目、午前一〇時。被告ジェイムズ・エア。罪状、殺人教唆および幫助 (aiding and abetting of the murder)^④。法廷ではまず、法務次官が事件のあらましと被告の容疑について所見を述べた。殺人教唆および幫助というのは、コモン・ロー上は第二級正犯で殺人罪とは明確に区別されているにもかかわらず、法務次官はこれを「殺人と同罪」とし、被告を厳しく断罪した。

被告が銃を発砲し、殺人を犯したという証拠はない。しかし身体に対する攻撃を意図して暴動に荷担した者はみな、そのうちの誰

かの行為によって死者が出た場合、じつさいに手を下した者と同様、殺人の罪に問われるのだ。^⑤

法務次官につづいて、事件の関係者や目撃者などが証言をおこなった。証言者の内訳はマリン・ポリスの関係者五名、住民五名、石炭荷揚人一名、ロンドン病院の外科医一名の計一二名である。このうちマリン・ポリスの関係者は、みな一様に警察による発砲をやむをえないものとして正当化した。たとえば建物のなかで事件に遭遇したマリン・ポリスの事務弁護士ヘンリー・ラングは、警察が「応戦しなかったら、なかにいた者は全員殺されていた」と主張し、カフーンの命令で銃を発砲したりチャード・ペリーも「窓から投げ込まれた大きな石が私の肩に命中し、カフーン氏をかすめたときには、誰もが殺人がおこるだろうと思った」と当時の恐怖を生々しく語った。^⑦

事件を目撃した付近の住民たちも証言台に上がった。製図器械職人やマスト職人、税関役人の妻のほかにパブの経営者二名も含まれており、まさにロンドン港をめぐる社会の縮図のような構成になっている。裁判で証言した住民たちは、暴動をどのように見ていたのだろうか。まず、暴徒については、「明らかに石炭荷揚人とわかる一団」という認識で一致している。また、警察の対応については「抵抗しなければ全員が殺されていた」、「暴徒たちは警察署を襲って、なかにいる人を皆殺しにするつもりだったと思う」などと発砲の正当性を認める一方で、「騒擾法の読み上げが即座になされたとは思わない」など、警察の対応が遅れが見られた点も指摘している。一方、暴徒の行動については、マリン・ポリスの真向かいに住む人物が、「自宅の窓のことが心配だったが、暴徒の一人が『危害を加えるつもりはない』と言ってくれた」と証言し、暴徒たちが破壊の対象を警察署にしばっていた事実が明らかにされた。^⑧ 証言台に上がった住民たちは、おおむね中立の立場をとった。彼らの証言からは、警察側、暴徒側、どちらか一方にかたよることなく、事件を冷静に見ていた様子^⑨がうかがえる。

証言台にあがった五名の住民のうち、ガブリエル・フランクス殺害現場の唯一の目撃者として証言したのが税関役人の妻エリザベス・フォレストであった。彼女は、フランクスに向けて発砲したのはジェイムズ・エアの真向かいに立つて

いた人物で、銃こそ見なかったものの、ジェイムズがその人物に向かって「撃て」と叫ぶのを聞いたと証言した^⑧。また彼女は、銃声は一発しか聞こえなかったとし、フランクスはもう一人の犠牲者であるフランクスと同じ弾にあたって死亡したのではないかと主張した。フランクスが警察による発砲で死亡したことが明らかな以上、警察側、被告側、どちらに有利とも言えない微妙な証言である。

発砲当時、あたりは暗闇に包まれ、混乱状態にあっただけでなく、フランクスの殺害現場となったダング埠頭は警察署からわずか二〇メートルしか離れていなかった^⑨。ダング埠頭に向けて発砲をつづけていた警察が、誤ってフランクスを撃ってしまった可能性も考えられるなか、注目の証言をしたのがロンドン病院の外科医ウィリアム・ブリザードであった。ブリザードは、病院にかつぎこまれたフランク스에 応急処置を施したものの、「もう長くはないと判断し、判事から受け取った宣誓供述書に二人で署名^⑩」をした。死期せまるなか、フランクスはブリザードの前で、暴徒の一人に撃たれたと語ったという。しかし奇妙なことに、ブリザードが法廷に提出した供述書はオリジナルのものではなかった。彼は「オリジナルの宣誓供述書を紛失した^⑪」ため、その写しを証拠として読み上げたのである。供述書そのものが「造られた」あるいは加筆、修正された可能性も捨てきれない。

住民の証言が終わると、被告側の証人が六名入廷してきた。証言台で彼らは、エリザベス・フォレスターの証言を証拠からはずすよう要求した。石炭荷揚請負人にしてパブ店主のジョージ・フォックスは、「彼女より評判の悪い人物など世界どこをさがしてもいない」と主張し、ウォツピングの教区委員であるウィリアム・ポーマンも「たとえ彼女が一時間宣誓したとしても、彼女の言うことは一言も信じない」と断言した^⑫。証言台で彼らが試みたのは、被告に不利だと思われる証言をはずすことであった。そのために彼らは、証言内容の信憑性を問うのではなく、証言者個人の人格や評判を問題にした。結局、発砲現場を唯一目撃したフォレスターの証言は、証拠からはずされることになった。

すべての証言が終わると、ヒース判事が陪審員に向けて語りかけた。判事は、暴徒たちが違法な目的のために武装して

集結し、脅迫めいた言葉を使っていたこと、ガブリエル・フランクスが殺害されたこと、これだけは事実であると述べた。そして、これまでの証言で、被告が発砲当時、積極的に暴動にかかわっていたことが立証されたか否かを判断するよう促した。^⑭三〇分ほど退廷した陪審員が下した結論は有罪だった。判事は、ジェイムズ・エアに対し、三日後の一月一四日早朝、ニューゲイト監獄前で死亡するまで絞首し、遺体を解剖のため外科医に引き渡すことを申し渡した。^⑮聞いていたジェイムズは、正義は果たされなかったとして身の潔白を訴えた。^⑯裁判から三日後の朝、結局、死刑は執行されなかった。ジェイムズ・エアの死刑の執行は、「国王陛下のご慈悲」によって延期されることが決まったのである。^⑰

(二) 「暴徒たち」の世界

新聞報道や内務省文書からは、事件の主役である石炭荷揚人の素顔はなかなか見えてこないが、彼らはけつして一枚岩だったわけではなく、暴動に対する姿勢には温度差が見られた。まず、チャールズやその仲間たちは、マリン・ポリスに罰金を支払い、暴動には加わらなかった。お金を工面した仲間の一人であるバターワースは、「たとえ奴らに金を払ったことがばれても何とか融通してやろう」と話し合ったと証言している。^⑱彼の証言からは、罰金の支払いを潔しとしないグループがいて、かなり暴力的であったことがうかがえる。

暴動には一〇〇名ほどの石炭荷揚人が加わったが、彼らのなかにも温度差があり、発砲におそれをなして逃亡する者もいれば、なお抵抗を試みる者もいた。ダング埠頭で投石を続けたジェイムズら十数名がバターワースのいう「奴ら」であり、マリン・ポリス襲撃の首謀者だったと見て間違いないだろう。ここで強調しておかなければならないのは、もともと温和なグループに属するはずのチャールズ自身が、石炭をバンボート内に隠し持っていたとしてマリン・ポリスに逮捕され、有罪判決を受けているという事実である。つまり、石炭荷揚人のあいだには「暴動」という手段に対する意識の違いは見られたものの、バンボート法と、それを取り締まるマリン・ポリスに対する反感そのものは、ある程度共有されてい

たといえる。

石炭荷揚人にとってマリン・ボリスの取り締まりは、長いあいだ受け継がれてきた慣習への抑圧を意味していた。マリ
ン・ボリスは、彼らが役得として石炭を取得する行為を犯罪として処罰の対象にしたからである。しかしカフーンは当初、
こうした行為に慎重に対応し、法廷に連行されてきた石炭荷揚人にくすね行為をやめるよう諭し放免していた。^⑭カフーン
にとって、こうした行為が大した意味を持たなかったからではない。役得など慣習の撲滅は、ロンドン港の治安回復を目
指すカフーンにとってまさに最重要課題であった。当初は放免を繰り返していたカフーンも、しだいにこうした行為に厳
格にのぞまざるをえなくなる。^⑮暴動は、そうしたマリン・ボリスの方針転換のさなかにおこったのである。さらに、暴動
が勃発した一〇月は、冬の需要を見越した石炭船が大量に入港してくる時期にあたっていた。荷揚の仕事が増えはじめる
この時期、マリン・ボリスに対する石炭荷揚人の怒りは頂点に達した。マリン・ボリスの取り締まりは、私的に石炭を取
得できるという慣習的権利に対する侵害行為にほかならなかった。さらに、彼らにとって罰金を支払うという行為は、自
らの「権利」を放棄し、慣習を「犯罪」として認めることを意味していた。

- | | |
|---|--|
| ① <i>Times</i> , 18 Oct., 1798. | ⑩ <i>Sun</i> , 12 Jan., 1799. |
| ② <i>London Packet</i> , 15-17 Oct., 1798. | ⑪ <i>TS</i> 11 / 705, p. 8. |
| ③ <i>Evening Mail</i> , 11-14 Jan., 1799. | ⑫ <i>Times</i> , 12 Jan., 1799. |
| ④ Metropolitan Archives, OB / SR 344, Indictment of James Eyles,
5 Dec., 1798. | ⑬ <i>Whitehall Evening Post</i> , 10-12 Jan., 1799. |
| ⑤ <i>Times</i> , 12 Jan., 1799. | ⑭ <i>Morning Chronicle</i> , 12 Jan., 1799. |
| ⑥ <i>TS</i> 11 / 705, p. 2. | ⑮ <i>London Packet</i> , 10-12 Jan., 1799. |
| ⑦ <i>Evening Mail</i> , 11-14 Jan., 1799. | ⑯ <i>Evening Mail</i> , 11-14 Jan., 1799. |
| ⑧ <i>TS</i> 11 / 705, pp. 7-8. | ⑰ <i>London Chronicle</i> , 12-15 Jan., 1799; <i>Morning Chronicle</i> , 15 Jan.,
1799. |
| ⑨ <i>TS</i> 11 / 705, pp. 5-6. | ⑱ <i>TS</i> 11 / 705, p. 10. |

四 国家の裁き——執行延期のその後——

(一) 内務省の対応

ジェイムズ・エアに対する刑の執行が延期されたあと、内務大臣ポートランド公は、法務長官に事件の再調査を命じた。これに応えるかたちで、一七九九年二月八日、法務長官からポートランド公宛てに、事件に関する報告書が送られてくる。^① 報告書には、ジェイムズ・エアの恩赦嘆願書が添付されていた。嘆願書のなかでジェイムズは身の潔白を以下のように訴えている。

嘆願者はここに自らの無実を訴えます。ガブリエル・フランクスに向けて銃を発砲し、殺害したとされる人物のことはいっさい知りませんし、当時、現場にいたという疑惑も否定いたします。……暴動に参加していた者のなかで火器を所持している者など一人もおりませんでした。いつかきつと、ガブリエル・フランクスがマリリン・ポリスの関係者に撃たれた事実が明らかになる日が来ると信じています。

ジェイムズは、殺人教唆および帮助という自らの容疑を否認しただけでなく、マリリン・ポリスによる誤射の可能性を指摘した。

またジェイムズは、暴動の動機について以下のような釈明もおこなっている。

今回の暴動にさいして事前の謀議はいっさいありませんでした。賃金のかわりに役得として与えられる、わずかばかりの石炭を所持していた石炭荷揚人に対し、前例のない裁きをくだしたマリリン・ポリスの判事の行為を、不正かつ抑圧だと感じ、一時的に激昂しておこしたものであったのです。

ジェイムズによると、暴動の原因は役得に対する「前例のない裁き」にあった。嘆願書にはシャドウェルの教区牧師一名、教区委員一〇名、貧民監督官九名、そして住民三〇名が署名しており、そのなかにはチャールズの罰金を支払ったロバート・ニューマンの名前も含まれていた。

法務長官は報告書のなかで、ジェイムズの嘆願書に次のように言及している。

ここでぜひとも明らかにしておかなくてはならないのは、助命された囚人が、さらなる慈悲を得るためにおこなった主張に筋が通っているか否かです。囚人は、嘆願書のなかで、フランクスは警察の発砲によつて殺害されたと主張していますが、今回、再度召喚したマリン・ポリスの関係者や住民たちは、（フランクスを殺害した）弾は、警察署に向けて発砲されたものであると証言しております。

報告書を作成するにあたり、法務長官は、新たな証言をとることで「警察による誤射」の可能性を否定しようとした。しかし、「暴徒による発砲」や、ジェイムズの直接の容疑である「殺人教唆・幫助」を立証するには至らなかった。報告書の結論部分では、ジェイムズの処遇について以下のように述べられている。

囚人が、警察署および判事に危害を加える意図を持って暴動に参加していたことは明白な事実です。……今後、軽率にも暴挙におよび、国王の臣民の命や財産を破壊する者が出ないよう、囚人は終身流刑に処すべきではないでしょうか。

法務長官は、殺人教唆および幫助という罪状にはいっさい触れず、暴徒に対する見せしめとして、被告を終身流刑に処すことを進言した。その一週間後、ポートランド公は、ジェイムズ・エアをニューサウスウェールズ東海岸近辺への七年間の流刑に減刑するとの恩赦通達を出した。^②

（二） 暴動のインパクト

マリン・ポリスは設立から二年後の一八〇〇年、テムズ河川警察（Thames River Police）と名称を変え、内務省の直轄

下に入った^③。テムズ河をめぐるシテイの諸特権は引き続き維持されることが法律に明記され、運営費は年間五〇〇〇ポンドから八〇〇〇ポンドへと増額された^④。テムズ河川警察の創設、すなわちマリン・ポリスの国家警察化は、カフーンの尽力によって実現した。彼は、法案が上程される直前に発表した『テムズ河の商業と治安維持』のなかで、「試験的な警察力の運用は西インド貿易のロス（略奪）を一五分の一にまで減らすことに成功した」とマリン・ポリスの「効果」を強調する一方、その「限界」にも注意を喚起している。西インド商船以外は有料でマリン・ポリスの保護を受けなければならなかったため、結果的にロンドン港で荷揚をする船舶の三分の二がマリン・ポリスの監視の外に置かれていた。カフーンは、「マリン・ポリスの恩恵を受けている船舶は現状ではほんの一部にすぎない^⑤」とし、それをロンドン港全体に拡大する、すなわち国家警察を創設して荷揚の監視を強制することを提言した。

カフーンがマリン・ポリスの国家警察化にこだわった背景には、マリン・ポリスの財政上の問題もあった。一連の裁判の決着がついた数ヶ月後の一七九九年五月、カフーンは内務次官ウィツカムに宛てた報告書のなかで次のように述べている。

私も自ら資金を出し、西インド商人からも寄付金の提供を受けて、これまで何とか警官たちの給与を支払ってきました。……ネットワークになっているのは、給与の財源となる公的資金がないことです。私はこの点を改善するための法案を提出しようと考えております。……法案が無事通過すれば、テムズ河の犯罪の大半がなくなるでしょう。テムズ河は巡視艇が見張っているあいだはとても静かです^⑥。

また、同日付でカフーンはポートランド公にも書簡を書き送っている。

この三ヶ月間、あらゆる河川犯罪に即座に対応できるようにシステムをつくるために尽力してまいりました。数日後には、閣下のお許しを受けるべく、法案を提出させていただく予定です^⑦。

カフーンは国家警察化を盛り込んだ法案の準備に「三ヶ月」かかったと述べている。三ヶ月前といえば、ちょうどジェ

イムズ・エアに恩赦通達が出され、事件の処理が一段落した時期である。暴動を機に準備されたと思われるカフーンの法案は、のちの初代メルヴィル子爵、ヘンリー・ダundas (Henry Dundas) の手を通して議会上程されることになった。エディンバラ選出の議員であるダundasは、内務大臣を務めたこともある大物政治家で、カフーンとはスコットランド時代からの知己であった。一八〇〇年七月五日、下院で演説に立ったダundasは、マリン・ポリスの創設後、砂糖関税収入は年間三万ポンドも増加したとして、このシステムをロンドン港のすべてに拡大する必要性を訴えた。七月一日、マリン・ポリスの国家警察化法案が庶民院に提出され、数度の審理を経て、七月二十八日に国王の承認を得た。⑧ こうしてマリン・ポリスは内務省直属の国家警察として生まれ変わることになったのである。⑩

一八〇〇年法がマリン・ポリスにもたらしたのは、国家という「権威」そのものであった。一八〇〇年法の施行後、警察の管轄区域は拡大し、巡回費用も増額された。⑪ 取り締まり対象も、密輸や海軍の徴兵逃れなど次々に増え、水難事故の処理なども手がけるようになっていく。⑫ テムズ河川警察の発足で、港湾労働者の慣習が即座に廃れたわけではもちろんない。カフーンが「諸悪の根源」とみなした石炭の荷揚請負も、酒による賃金の支払いも一八四〇年代までなくなることはなかった。⑬ しかし、一八〇〇年法は、西インド商船にかぎらず全船舶に荷揚の監視を強制する法律であった。石炭船がその例外でなかったことは言うまでもない。荷揚人による石炭の「くすね行為」は、バンボート法で裁くまでもなく、荷揚の監視によって未然に防ぐことが可能になったのである。

- ① PRO, HO 47 / 23, Mr Recorders Report on the Case of James Eyles convicted Murder, 8 Feb, 1799.
- ② PRO, HO 13 / 12, A Letter from the Duke of Portland to R. George, 14 Feb, 1799.
- ③ 39 & 40 Geo. III. c. 87.
- ④ Fallon, *op. cit.*, p. 74.
- ⑤ Colquhoun, *River Thames*, p. 244.
- ⑥ Metropolitan Archives, Acc. 1230/6, A Letter from P. Colquhoun to W. Wickam, May 1, 1799.
- ⑦ PRO, HO 42 / 47, A Letter from P. Colquhoun to the Duke of Portland, 1 May, 1799.
- ⑧ PRO, HO 42 / 66, An Account of the Public Services of Patrick

Colquhoun, Esq., 1 Sep., 1802.

Magistrates, Thames Police, 24 Jul., 1801; 11 Nov., 1801.

⑨ *Journal of the House of Commons*, 1799-1800, 39 & 40 Geo. III.

⑩ Radziowicz, *op. cit.*, p. 398.

Parl. 18 Sess. 4, 11 Jul., 1800.

⑪ 請負人は自ら^が経営するパブで、賃金の五〇%以上を消費する者の

⑫ *Ibid.*, 28 Jul., 1800.

みを雇用したと言われている。Thompson, E. P., *The Making of the*

⑬ ライムハウスとグリニッジの間を航行するあらゆる船舶が対象とな
った。PRO, HO 65 / 1, A Letter from the Home Office to the

English Working Class London, 1963, p. 244.

おわりに

一八世紀末のロンドン港は、商人の私的所有権と港湾労働者の慣習がすくなく対立する場であった。西インド商人と政
府の共同出資で設立されたマリン・ポリスは、商業財産の保護と税収の確保を目的としていた。計画段階からマリン・ポ
リスの指揮をとったバトリック・カフーンは、飲酒や役得といった港湾労働者の慣習を撲滅すること、ロンドン港にお
ける「犯罪」行為を未然に防ごうとした。一方、慣習の世界に生きる港湾労働者にとって、マリン・ポリスの取り締まり
は、慣習的権利の侵害行為にほかならなかった。ロンドン港に集まる富をめぐって対峙する両者のあいだには、「何が犯
罪なのか」に関する認識が生じていたのである。

チャールズらが所持していた石炭の量は一人あたり二ブッシェルであった。石炭検量士の特権が一人一回五ブッシェル
だったことを考えると、彼らにとつて、それはあくまで「役得」の範囲内の行為でしかなかった。マリン・ポリスはこれ
を「犯罪」として検挙し、有罪判決を受けたチャールズは罰金を支払った。罰金を支払うという行為は、これを犯罪とし
て認め、慣習を放棄することを意味していた。それを許さない石炭荷揚人ら一〇〇名あまりが、「四〇シリングを取り戻
す」ために、マリン・ポリスを襲撃した。のちに釈放されたものの、石炭検量士が暴動の首謀者として取り調べを受けた
事実、この暴動が石炭をめぐる「特権」を守るための行為であったことを物語っている。

マリン・ポリスは、ロンドン港を支配する慣習の終焉と、ポリティカル・エコノミーの貫徹を至上目的として導入された。一七九八年暴動は、税収確保と国力の増進を最優先するカフーンの社会秩序観に対する石炭荷揚人らの反発であり、ポリティカル・エコノミーに対する慣習の世界、いわゆる「モラル・エコノミー」の抵抗であった。所有権の絶対を謳うマリン・ポリスと、労働をめぐる慣習がもつとも強固に残存する港湾労働者の世界。新・旧両極の価値観を体現する両者の軋轢は、一七九八年暴動で頂点に達したのである。

事件の処理に携わった内務省は、石炭荷揚人ジェイムズ・エアを、暴動の首謀者としてではなく、殺人教唆・助犯として裁いた。誰の目にも明らかかな「犯罪」である殺人に焦点をしばることで、警察による「誤射」の可能性と、港湾労働者による抗議の側面を打ち消そうとの意図がはたらいたのである。一七九八年暴動に、マリン・ポリスの取り締まりに対する抗議の要素があったことは、「石炭を失うくらいなら命を失ったほうがましだ」というジェイムズ・エアの執念の言葉からも明らかである。しかし、マリン・ポリスの権力に挑んだジェイムズは、「国王陛下のご慈悲」によって命を救われた。ここで強調しておかなくてはならないのは、じつさに恩赦の判断を下したのが、ポリティカル・エコノミーを信奉し、こうした行為に厳罰でのぞんできたポートランド公爵であったという点である。終身流刑が相当という法務長官の意見に反し、ポートランド公がジェイムズを七年の流刑に減刑した理由は何だったのか。一つは「暴徒による殺人」に対する疑念があったのであろう。ジェイムズ自身、嘆願書のなかで警察側の誤射の可能性を強く疑っていた。しかし理由はおそらくそれだけではなかった。

一七九八年暴動は、マリン・ポリスの存在そのものの否定にはかならなかった。この暴動に対する裁きが、「厳罰を下したうえで恩赦」という一八世紀的な処罰に帰結した背後には、マリン・ポリスという設立されたばかりの組織に対する「理解」を温情によって獲得し、警察としての「権威」を付与したいとの思惑がはたらいていた。暴動がおこったロンドン港という世界には、商人の私的所有権とは相いれない慣習が息づいており、税関をも含めた港湾労働のシステム全体

が、そうした価値観のなかで機能していた。最先端のポリテイカル・エコノミーを体現するマリン・ポリスも、最終的な判断をくだしたポートランド公も、あまりに根強い慣習を前に、躊躇せざるをえなかったのである。

ときは一八、一九世紀転換期。見せしめによる抑止を意図した恣意的な法の運用から、確実な訴追、確実な処罰へと刑罰観が変化していく時期にあたっていた。新時代の価値観を体現したマリン・ポリスは、ポリテイカル・エコノミーの貫徹に向けた過渡期にあつて、自らの存在を否定する暴動に厳罰でのぞむことができなかつた。伝統的な社会統制観が強固に残るロンドン港にあつて、マリン・ポリスは「国家」の威信と強制力に活路を見い出し、テムズ河川警察へと姿を変える。こうして、イギリス初の反警察暴動は、首都警察が誕生する三〇年以上も前のロンドンに、内務省直属の国家警察をもたらすことになつたのである。

(摂南大学専任講師)

Hence this process of social mobility represented a continuation of fifteenth-century practices. Nevertheless, a geographical distinction can be drawn between the two groups. Most of the older secretaries originated in the east Mediterranean coastal areas of the Venetian territories, while most of the new merchants arose from *Terraferma*. Thus, one can say that Venice shifted from being an international maritime city to one more insular in character, centered in the Veneto.

The reorganization of the elites of early modern Venice limited, however. The duality of the ruling structure, with the patrician oligarchy supported by bureaucratic secretaries remaining members of *cittadini*, unchanged. Likewise, within the regional state of Venice, the Venetian patriciate failed to aggregate *Terraferma* nobility as a whole. Venetian leaders missed a chance to create a unified elite until the end of the Republic.

Marine Police and Port Laborers :
Reflections on the London Port Riot of 1798

by

HAYASHIDA Toshiko

The port of London witnessed great prosperity late in the eighteenth century, as a result of rapidly expanding overseas trade, and a concurrent increase in size and number of ships. This expansion in trade outstripped available storage facilities, which caused the pilfering of goods stored at wharves and warehouses to become endemic.

Patrick Colquhoun, a stipendiary magistrate of the London police court, received an offer from West India merchants to fund 75% of his operating expenses if he were to establish a force to guard their cargo stored at the port of London, and he duly founded the Marine Police in July 1798. Shortly thereafter, in October 1798, the Marine Police was attacked by a body of men known as coal-heavers responsible for unloading coal-ships, and two men were killed. The riot was suppressed by the army and a ringleader was convicted of the aiding and abetting of the murder. This represents the first anti-police riot in English history.

The aim of this paper is to reconstruct the 1798 riot by making full use of

official papers, letters and newspapers, in order to illuminate the relationship between the Marine Police and the port laborers. This paper reveals that two distinct values existed : the political economy of the Marine Police, and the customs of the London port laborers. Ultimately, the riot of 1798 led to the government creating the Thames River Police, under the authority of the Home office. It was the first organized police force in England and preceded the Metropolitan Police by thirty one years.